

1

随意契約理由書

1 委託名称

平成 29 年度 淀川左岸線（2 期）と淀川堤防の一体構造物に関する追加検討業務委託

2 契約相手方

株式会社 建設技術研究所 大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、淀川左岸線（2 期）事業（以下、「本事業」という）における河川占用の事前協議において、河川管理者から堤防と道路構造物の一体構造物の安全性について、追加の技術的な検討を求められたため、その検討業務を行うものである。

本事業の安全性の確認は、これまで「淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会」（以下、「技術検討委員会」という。）で検討している。今回実施する安全性の追加検討業務は、技術検討委員会で実施した道路構造物及び堤防の圧密沈下の解析について、土質条件等の解析条件を変更して、再度解析を行うものであり、河川管理者からはこれまでの技術検討委員会と整合した解析を求められたため、解析手法やモデルの条件設定等は技術検討委員会で行った検討内容と整合させる必要が生じた。

また、本解析は、技術検討委員会において、工事の段階ごとの堤防の形状を詳細に解析できるように、現地に合わせた解析モデルの設定やそれに応じたプログラムの改良を繰り返し、試行錯誤しながら構築された高度な解析プログラムとなっているため、新たに解析モデルやプログラムを構築するには、相当の時間や労力を要し、上記以外の業者が行うと、長期にわたる業務となり非効率で経済性に劣る。

上記業者は、平成 26～27 年度に実施した「淀川左岸線（2 期）と淀川堤防の一体構造物設計業務委託」の受注者で、技術検討委員会において圧密沈下解析を実施しており、技術検討委員会で確認された解析結果を算出したモデルやプログラム等を有し、技術検討委員会での検討内容とも整合がとれるとともに、新たに変更した条件で行う解析結果の信頼性が確保され、効率的かつ迅速に業務の遂行が可能であることから随意契約を行うものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 道路部 街路課（特定街路担当）（電話番号 06-6615-6769）

2

随意契約理由書

1 業務名称

平成29年度十三吹田線外2用地測量登記業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、都市計画事業「十三吹田線」外2路線等において、難件箇所的事業用地取得等に伴う土地の調査、測量、登記図面等の作成並びに法務局備付け地図の訂正等を行うものである。

本業務における不動産の表示に関する嘱託登記では、土地の境界や沿革等を綿密に調査した上で、種々の資料調査、現地調査、測量などを行い、初めて具体的に処理すべき作業内容が定まる特殊な業務であり、民有地との用地境界確定には、各種調査検討、周辺土地所有者との立会や協議などが必要で業務量は膨大である。

また、市内の法務局備付け地図は精度が低く、地図訂正の申出資料等の作成など多大な時間を要するため、迅速かつ正確な業務遂行が求められる。

これら業務の履行にあたっては、土地を測量して単に不動産登記簿に反映するのではなく、その土地にかかる権利の客体を明確化するため、本業務では、地権者が多数で、かつ同一名義人でないだけでなく、無地番地、公図混乱地、公図上記載されていない用地なども含まれており、現地測量から地権者協議を必要とする用地など、調査対象用地ごとに多岐にわたる条件があり、調査、測量、境界確定、図面作成に必要となる広範な知識はもとより、市財産管理上及び法務局等記録のない用地の存在を確認した場合等の不測の状況においても、用地に関する公的記録だけでなく、その他の沿革調査により得られた情報などから高度で専門的な評価・判断が必要となる。

上記法人は、その専門的な能力を結合して官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量その登記嘱託の申請等を適切、かつ迅速に遂行する目的で設立され、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有し、本業務の履行に関する経験、技術力及び組織力を有していることから、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 総務部測量明示課（電話番号 06-6615-6496）